Sera SR-FP News

第73号 (2023.6月号)

Sera Syakaihoken-Roumushi Financial-Planner News



発行日 2023.6.5 発行者 瀬良社会保険労務士・F P 事務所 代表 瀬良孝司

今年は、例年になく早く梅雨入りしました。アウトドア派の方にとっては嫌な季節ですね。 Chat GPT に梅雨時の過ごし方を聞いてみました。「1.読書をする 2.映画やドラマを観る 3.クッキングやお菓子作り 4.室内で楽しめるゲームやパズル 5.趣味に没頭する 6.家の掃除や整理整頓 7.ヨガやストレッチ」がでました。ありふれた回答ではありますが、みなさんはどう過ごされますか。

6月号をお届けします。どうぞご覧ください。



カキツバタ【大高緑地公園(名古屋市)】2023.5.23 撮影

[INDEX]

[INDEX]	
■労働安全衛生に関する最新情報	
定期健康診断結果報告書等の電子申請の原則	1
義務化について	
■労働に関する最新情報	
令和6年4月から労働条件明示ルールが改正	2
されます	
■児童手当に関する最新情報	
児童手当の改正案について	2
■特集	
有期労働契約の締結と無期労働契約への転換	3
について	
■日経新聞拾い読み	
「デジタル遺言」制度創設へ	4
スマホへ機能搭載開始	
□PRIVATE	
至仏山・尾瀬 踊子歩道・天城山	5
乳岩峡•茶臼山	

■労働安全衛生に関する最新情報

定期健康診断結果報告書等の電子申請の原則義務化について

5月 16 日、第 154 回労働政策審議会安全衛生分 科会が開催され、じん肺法施行規則等の一部を改正する 省令案要綱の諮問、答申が行われました。

報告者(事業者)の負担軽減等のため、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」のシステム改修が行われ、e-Govと連携することで、スマートフォン等からでも電子申請を可能とされます(注)。

(注)電子申請によることが困難な場合における紙媒体での報告については経過措置として規定されます。

対象となる具体的な報告等は、次のとおりです。

【じん肺法施行規則の一部改正】

○じん肺健康管理実施状況報告

【労働安全衛生規則の一部改正】

- 〇総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及 び産業医選任報告
- 〇定期健康診断結果報告書
- ○有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書
- 〇心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書(ストレスチェック報告書)
- ○労働者死傷病報告

【有機溶剤中毒予防規則の一部改正】

○有機溶剤等健康診断結果報告書

パソコン、スマートフォン等を所持していない事業者については、労働基準監督署に設置しているタブレットにおいて電子申請ができな制を整備するとされています。

あわせて、労働者死傷病報告の報告内容について、 次の改正も行われます。

- ○詳細な業種や職種別の集計や災害発生状況や要因等 の的確な把握が容易となるよう、コード入力方式へ変更 し、記載欄を分割する
- 〇休業4日未満の災害に係る報告について、「労働保険番号」や「被災者の経験期間」、「国籍・在留資格」、「親事業場等の名称」、「災害発生場所の住所」など、様式上、明確に記入欄が設けられていなかった事項についても報告事項に加える

今後は、令和5年6月上旬に改正省令が公布された後、令和7年1月1日から施行される見通しです。

■労働に関する最新情報

令和6年4月から労働条件明示ルールが改正されます

■労働条件明示事項が追加に

労働基準法施行規則等の改正により、令和6年4月から労働条件明示のルールが変わります。具体的には、労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます。明示が必要なタイミングごとに、新しく追加される明示事項は次のとおりです。

■労働条件明示の制度改正のポイント

すべての労働者に対する明示事項

①就業場所・業務の変更の範囲の明示

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇い入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」についても明示が必要。

※「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり 得る就業場所・業務の範囲を指します。

有期契約労働者に対する明示事項等

②更新条件の明示

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要となります。

【更新上限を新設・短縮する場合の説明】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要。

○最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合 ○最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する 場合

■児童手当に関する最新情報

児童手当の改正案について

政府は、「異次元の少子化対策」の具体化に向けて、児童手当等の対策のたたき台を取りまとめました。

以下、現行の児童手当制度の概要と検討案についてご 案内させていただきます。

■現行の児童手当制度

制度の目的

- ○家庭等の生活の安定に寄与する。
- ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。

対象児童

国内に住所を有する中学校終了までの児童(住基登録者、外国人含む)

受給資格者

- ○監護・生計同一(生計維持)要件を満たす父母等
- ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等

手当月額(一人当たり)

0~3 歳未満	一律 15,000 円	
3歳~小学校終了まで	第1子·第2子:10,000円	
	第3子:15,000円	
中学生	一律 10,000 円	
所得制限限度額以上	一律 5,000 円	

※所得制限限度額(年収ベース)

支払月

960 万円

毎年2月、6月、10月(前月までの4か月分)

③無期転換申込機会の明示

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、 無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機 会)の明示が必要になります。

4無期転換後の労働条件の明示

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

【均衡を考慮した事項の説明】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

■労働条件通知書の見直し

上記①については、すべての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」についても明示が必要になります。改正に適応した労働条件通知書となるよう、書式を見直しましょう。また、有期契約労働者については、上記②・③に基づき、会社の方針を踏まえしっかりと説明する必要があることに注意しましょう。

実施主体

市区町村

費用負担

国、地方(都道府県・市区町村)、事業主拠出金 ※事業主負担金は、標準報酬月額及び標準賞与額を 基準に 3.6/1000 を乗じて得た額を徴収

給付総額

令和 4 年度予算: 1 兆 9,988 億円 (国:1 兆 951 億円、地方:5,476 億円、 東西 4,27 億円、公路長公:1,025 億円

事業主:1,637 億円、公務員分:1,925 億円)

■検討案(たたき台)

反対意見もあり、決定したわけではありません。

〇所得制限の撤廃

家庭環境にかかわらず子育てを支援

〇支給期間の延長

高校生まで

○支給額の増額

3 歳から小学生までの第 3 子 15,000 円⇒30,000 円

■財源の確保

2026 年度には 3 兆円の追加予算が必要と言われています。そのうち社会保険料で 1 兆円、国の歳出改革で 2 兆円をねん出する案が出ており、それまでのつなぎとして、「こども特例公債(仮称)」の国債発行案も浮上しています。

有期労働契約の締結と無期労働契約への転換について

前ページの労働条件明示ルールの変更に関し、有期労働契約の締結と無期労働契約への転換の基本的な部分をご理解いただくために特集しました。ご参考にしてください。

■有期労働契約の締結

(1) 有期労働契約期間の上限は3年 (2) 例外: ①高度の専門知識労働者(例 医師・公認会計士・弁護士・社労士など)5年 ②高をの専門知識労働者(例 医師・公認会計士・弁護士・社労士など)5年 ②高等実元了に一定の期間が定まっている(ビルの建設工事など) (1) 期間の定め:①無期(定めなし)②有期の場合はその期間(「○月○日まで」)(2) 更新の有無:①自動更新 ②更新する場合がある ③更新はしない(3) 更新有無の判断基準: ①契約満了時の業務量 ②勤務成績・態度・能力 ③会社の経営状況 ④従事している業務の進捗状況 (1) 予告対象の有期契約労働者: ①3 回以上契約が更新されてきた場合 ②1 年を超えて継続して更新されている場合 ③1 年を超えて継続して更新されている場合 ②1 年を超える期間の労働契約を締結している場合 ②1 年を超えて継続して更新されている場合 ②1 年を超えて継続して更新されている場合 ③1 年を超えの期間満了日の少なくとも30日前までに予告する 使用者は、雇止めの予告後に、労働者から雇止めの理由について証明書を請求された場合、遅滞なくこれを交付しなければならない。 (例)「前回の契約更新時に、今回更新しないことを合意していた」 「当初から更新回数の上限があり、今回その上限」「担当業務の終了・中止」「事業縮小」「能力がない、あるいは、違反行為や無断欠勤など勤務不良」 使用者は、契約を1回以上更新し、かつ、雇入れ日から1年を超えて継続雇用している場合の更新に際しては、労働者の希望に応じ、契約期間をできる限り長くするよう努めなければ	■有効力倒尖が心が心						
①高度の専門知識労働者 (例 医師・公認会計士・弁護士・社労士など) 5 年 ②満 60 歳以上 5 年 ③事業完了に一定の期間が定まっている (ビルの建設工事など) 契約時の明示事項 (1) 期間の定め:①無期(定めなし)②有期の場合はその期間(「○月○日まで」) (2) 更新の有無:①自動更新 ②更新する場合がある ③更新はしない (3) 更新有無の判断基準: ①契約満つ時の業務量 ②勤務成績・態度・能力 ③会社の経営状況 ④従事している業務の進捗状況 更新しない場合の 雇止めの予告 (1) 予告対象の有期契約労働者: ①3 回以上契約が更新されてきた場合 ②1 年を超えて継続して更新されている場合 ③1 年を超える期間の労働契約を締結している場合 (2) 契約期間満了日の少なくとも 30 日前までに予告する 使用者は、雇止めの予告後に、労働者から雇止めの理由について証明書を請求された場合、遅滞なくこれを交付しなければならない。 雇止めの理由は、「契約期間満了」とは別の理由でなければならない。 (例) 「前回の契約更新時に、今回更新しないことを合意していた」 「当初から更新回数の上限があり、今回その上限」「担当業務の終了・中止」 「事業縮小」「能力がない、あるいは、違反行為や無断欠勤など勤務不良」 契約期間についての配慮 使用者は、契約を1回以上更新し、かつ、雇入れ日から1年を超えて継続雇用している場合の更新に際しては、労働者の希望に応じ、契約期間をできる限り長くするよう努めなければ	契約期間の原則	(1) 有期労働契約期間の上限は3年					
②満60歳以上 5年 ③事業完了に一定の期間が定まっている(ビルの建設工事など) (1)期間の定め:①無期(定めなし)②有期の場合はその期間(「○月○日まで」)(2)更新の有無:①自動更新 ②更新する場合がある ③更新はしない(3)更新有無の判断基準: ①契約満了時の業務量 ②勤務成績・態度・能力 ③会社の経営状況 ④従事している業務の進捗状況 更新しない場合の 雇止めの予告 (1)予告対象の有期契約労働者: ①3回以上契約が更新されてきた場合 ②1年を超えて継続して更新されている場合 ②1年を超える期間の労働契約を締結している場合 (2)契約期間満了日の少なくとも30日前までに予告する 使用者は、雇止めの予告後に、労働者から雇止めの理由について証明書を請求された場合、遅滞なくこれを交付しなければならない。 (例)「前回の契約更新時に、今回更新しないことを合意していた」 「当初から更新回数の上限があり、今回その上限」「担当業務の終了・中止」 「事業縮小」「能力がない、あるいは、違反行為や無断欠勤など勤務不良」 使用者は、契約を1回以上更新し、かつ、雇入れ日から1年を超えて継続雇用している場合の更新に際しては、労働者の希望に応じ、契約期間をできる限り長くするよう努めなければ		(2)例外:					
②事業完了に一定の期間が定まっている(ビルの建設工事など) 契約時の明示事項		①高度の専門知識労働者(例 医師・公認会計士・弁護士・社労士など)5 年					
(1) 期間の定め:①無期(定めなし)②有期の場合はその期間(「○月○日まで」) (2) 更新の有無:①自動更新 ②更新する場合がある ③更新はしない (3) 更新有無の判断基準: ①契約満了時の業務量 ②勤務成績・態度・能力 ③会社の経営状況 ④従事している業務の進捗状況 (1) 予告対象の有期契約労働者: ②1 年を超えて継続して更新されてきた場合 ②1 年を超える期間の労働契約を締結している場合 (2) 契約期間満了日の少なくとも 30 日前までに予告する (2) 契約期間満了日の少なくとも 30 日前までに予告する (3) 原用者は、雇止めの予告後に、労働者から雇止めの理由について証明書を請求された場合、遅滞なくこれを交付しなければならない。 (例) 「前回の契約更新時に、今回更新しないことを合意していた」 「当初から更新回数の上限があり、今回その上限」「担当業務の終了・中止」 「事業縮小」「能力がない、あるいは、違反行為や無断欠勤など勤務不良」 契約期間についての配慮 使用者は、契約を1回以上更新し、かつ、雇入れ日から1年を超えて継続雇用している場合の更新に際しては、労働者の希望に応じ、契約期間をできる限り長くするよう努めなければ		②満 60 歳以上 5 年					
(2) 更新の有無:①自動更新 ②更新する場合がある ③更新はしない (3) 更新有無の判断基準: ①契約満了時の業務量 ②勤務成績・態度・能力 ③会社の経営状況 ④従事している業務の進捗状況 (1) 予告対象の有期契約労働者: ①3 回以上契約が更新されてきた場合 ②1 年を超えて継続して更新されている場合 ②1 年を超える期間の労働契約を締結している場合 (2) 契約期間満了日の少なくも 30 日前までに予告する (2) 契約期間満了日の少なくも 30 日前までに予告する (4) 使用者は、雇止めの予告後に、労働者から雇止めの理由について証明書を請求された場合、遅滞なくこれを交付しなければならない。 雇止めの理由は、「契約期間満了」とは別の理由でなければならない。 (例) 「前回の契約更新時に、今回更新しないことを合意していた」 「当初から更新回数の上限があり、今回その上限」「担当業務の終了・中止」 「事業縮小」「能力がない、あるいは、違反行為や無断欠勤など勤務不良」 (5) 更新間間についての配慮 (6) 使用者は、契約を1回以上更新し、かつ、雇入れ日から1年を超えて継続雇用している場合の更新に際しては、労働者の希望に応じ、契約期間をできる限り長くするよう努めなければ		③事業完了に一定の期間が定まっている(ビルの建設工事など)					
(3) 更新有無の判断基準: ①契約満了時の業務量 ②勤務成績・態度・能力 ③会社の経営状況 ④従事している業務の進捗状況 更新しない場合の 雇止めの予告 (1) 予告対象の有期契約労働者: ①3 回以上契約が更新されてきた場合 ②1 年を超えて継続して更新されている場合 (2) 契約期間満了日の少なくとも 30 日前までに予告する 使用者は、雇止めの予告後に、労働者から雇止めの理由について証明書を請求された場合、遅滞なくこれを交付しなければならない。 雇止めの理由は、「契約期間満了」とは別の理由でなければならない。 (例)「前回の契約更新時に、今回更新しないことを合意していた」 「当初から更新回数の上限があり、今回その上限」「担当業務の終了・中止」 「事業縮小」「能力がない、あるいは、違反行為や無断欠勤など勤務不良」 契約期間についての配慮 使用者は、契約を1回以上更新し、かつ、雇入れ日から1年を超えて継続雇用している場合の更新に際しては、労働者の希望に応じ、契約期間をできる限り長くするよう努めなければ	契約時の明示事項	(1)期間の定め:①無期(定めなし)②有期の場合はその期間(「○月○日まで」)					
①契約満了時の業務量 ②勤務成績・態度・能力 ③会社の経営状況 ④従事している業務の進捗状況 更新しない場合の 雇止めの予告 ①3 回以上契約が更新されてきた場合 ②1 年を超えて継続して更新されている場合 ③1 年を超える期間の労働契約を締結している場合 (2)契約期間満了日の少なくとも 30 日前までに予告する 使用者は、雇止めの予告後に、労働者から雇止めの理由について証明書を請求された場合、遅滞なくこれを交付しなければならない。 雇止めの理由は、「契約期間満了」とは別の理由でなければならない。 (例)「前回の契約更新時に、今回更新しないことを合意していた」 「当初から更新回数の上限があり、今回その上限」「担当業務の終了・中止」 「事業縮小」「能力がない、あるいは、違反行為や無断欠勤など勤務不良」 契約期間についての配 慮 使用者は、契約を1回以上更新し、かつ、雇入れ日から1年を超えて継続雇用している場合の更新に際しては、労働者の希望に応じ、契約期間をできる限り長くするよう努めなければ		(2)更新の有無:①自動更新 ②更新する場合がある ③更新はしない					
(1) 予告対象の有期契約労働者:		(3) 更新有無の判断基準:					
 更新しない場合の 雇止めの予告 ①3回以上契約が更新されてきた場合 ②1年を超えて継続して更新されている場合 ③1年を超える期間の労働契約を締結している場合 (2)契約期間満了日の少なくとも30日前までに予告する 使用者は、雇止めの予告後に、労働者から雇止めの理由について証明書を請求された場合、遅滞なくこれを交付しなければならない。 雇止めの理由は、「契約期間満了」とは別の理由でなければならない。 (例)「前回の契約更新時に、今回更新しないことを合意していた」 「当初から更新回数の上限があり、今回その上限」「担当業務の終了・中止」 「事業縮小」「能力がない、あるいは、違反行為や無断欠勤など勤務不良」 契約期間についての配慮 使用者は、契約を1回以上更新し、かつ、雇入れ日から1年を超えて継続雇用している場合の更新に際しては、労働者の希望に応じ、契約期間をできる限り長くするよう努めなければ 		①契約満了時の業務量 ②勤務成績・態度・能力					
 雇止めの予告 ①3回以上契約が更新されてきた場合 ②1年を超えて継続して更新されている場合 ③1年を超える期間の労働契約を締結している場合 (2)契約期間満了日の少なくとも30日前までに予告する 雇止めの理由の明示 使用者は、雇止めの予告後に、労働者から雇止めの理由について証明書を請求された場合、遅滞なくこれを交付しなければならない。雇止めの理由は、「契約期間満了」とは別の理由でなければならない。(例)「前回の契約更新時に、今回更新しないことを合意していた」「当初から更新回数の上限があり、今回その上限」「担当業務の終了・中止」「事業縮小」「能力がない、あるいは、違反行為や無断欠勤など勤務不良」 契約期間についての配慮 使用者は、契約を1回以上更新し、かつ、雇入れ日から1年を超えて継続雇用している場合の更新に際しては、労働者の希望に応じ、契約期間をできる限り長くするよう努めなければ 		③会社の経営状況 ④従事している業務の進捗状況					
②1 年を超えて継続して更新されている場合 ③1 年を超える期間の労働契約を締結している場合 (2)契約期間満了日の少なくとも 30 日前までに予告する 雇止めの理由の明示 使用者は、雇止めの予告後に、労働者から雇止めの理由について証明書を請求された場合、遅滞なくこれを交付しなければならない。 雇止めの理由は、「契約期間満了」とは別の理由でなければならない。 (例)「前回の契約更新時に、今回更新しないことを合意していた」 「当初から更新回数の上限があり、今回その上限」「担当業務の終了・中止」 「事業縮小」「能力がない、あるいは、違反行為や無断欠勤など勤務不良」 契約期間についての配 慮 使用者は、契約を1回以上更新し、かつ、雇入れ日から1年を超えて継続雇用している場合の更新に際しては、労働者の希望に応じ、契約期間をできる限り長くするよう努めなければ	更新しない場合の	(1) 予告対象の有期契約労働者:					
③1 年を超える期間の労働契約を締結している場合 (2)契約期間満了日の少なくとも 30 日前までに予告する 雇止めの理由の明示 使用者は、雇止めの予告後に、労働者から雇止めの理由について証明書を請求された場合、遅滞なくこれを交付しなければならない。雇止めの理由は、「契約期間満了」とは別の理由でなければならない。(例)「前回の契約更新時に、今回更新しないことを合意していた」「当初から更新回数の上限があり、今回その上限」「担当業務の終了・中止」「事業縮小」「能力がない、あるいは、違反行為や無断欠勤など勤務不良」 契約期間についての配 虚 使用者は、契約を1回以上更新し、かつ、雇入れ日から1年を超えて継続雇用している場合の更新に際しては、労働者の希望に応じ、契約期間をできる限り長くするよう努めなければ	雇止めの予告	①3 回以上契約が更新されてきた場合					
(2) 契約期間満了日の少なくとも 30 日前までに予告する 雇止めの理由の明示 使用者は、雇止めの予告後に、労働者から雇止めの理由について証明書を請求された場合、遅滞なくこれを交付しなければならない。 雇止めの理由は、「契約期間満了」とは別の理由でなければならない。 (例)「前回の契約更新時に、今回更新しないことを合意していた」 「当初から更新回数の上限があり、今回その上限」「担当業務の終了・中止」 「事業縮小」「能力がない、あるいは、違反行為や無断欠勤など勤務不良」 契約期間についての配 慮 使用者は、契約を1回以上更新し、かつ、雇入れ日から1年を超えて継続雇用している場合の更新に際しては、労働者の希望に応じ、契約期間をできる限り長くするよう努めなければ		②1 年を超えて継続して更新されている場合					
 雇止めの理由の明示 使用者は、雇止めの予告後に、労働者から雇止めの理由について証明書を請求された場合、遅滞なくこれを交付しなければならない。 雇止めの理由は、「契約期間満了」とは別の理由でなければならない。 (例)「前回の契約更新時に、今回更新しないことを合意していた」		③1 年を超える期間の労働契約を締結している場合					
合、遅滞なくこれを交付しなければならない。 雇止めの理由は、「契約期間満了」とは別の理由でなければならない。 (例)「前回の契約更新時に、今回更新しないことを合意していた」 「当初から更新回数の上限があり、今回その上限」「担当業務の終了・中止」 「事業縮小」「能力がない、あるいは、違反行為や無断欠勤など勤務不良」 契約期間についての配 虚 使用者は、契約を1回以上更新し、かつ、雇入れ日から1年を超えて継続雇用している場合の更新に際しては、労働者の希望に応じ、契約期間をできる限り長くするよう努めなければ							
雇止めの理由は、「契約期間満了」とは別の理由でなければならない。 (例)「前回の契約更新時に、今回更新しないことを合意していた」 「当初から更新回数の上限があり、今回その上限」「担当業務の終了・中止」 「事業縮小」「能力がない、あるいは、違反行為や無断欠勤など勤務不良」 契約期間についての配 使用者は、契約を1回以上更新し、かつ、雇入れ日から1年を超えて継続雇用している場合の更新に際しては、労働者の希望に応じ、契約期間をできる限り長くするよう努めなければ	雇止めの理由の明示	使用者は、雇止めの予告後に、労働者から雇止めの理由について証明書を請求された場					
(例)「前回の契約更新時に、今回更新しないことを合意していた」 「当初から更新回数の上限があり、今回その上限」「担当業務の終了・中止」 「事業縮小」「能力がない、あるいは、違反行為や無断欠勤など勤務不良」 契約期間についての配 使用者は、契約を1回以上更新し、かつ、雇入れ日から1年を超えて継続雇用している場合の更新に際しては、労働者の希望に応じ、契約期間をできる限り長くするよう努めなければ		合、遅滞なくこれを交付しなければならない。					
「当初から更新回数の上限があり、今回その上限」「担当業務の終了・中止」 「事業縮小」「能力がない、あるいは、違反行為や無断欠勤など勤務不良」 契約期間についての配 ・使用者は、契約を1回以上更新し、かつ、雇入れ日から1年を超えて継続雇用している場合の更新に際しては、労働者の希望に応じ、契約期間をできる限り長くするよう努めなければ		雇止めの理由は、「契約期間満了」とは別の理由でなければならない。					
「事業縮小」「能力がない、あるいは、違反行為や無断欠勤など勤務不良」 契約期間についての配 虚 使用者は、契約を1回以上更新し、かつ、雇入れ日から1年を超えて継続雇用している場合の更新に際しては、労働者の希望に応じ、契約期間をできる限り長くするよう努めなければ		(例)「前回の契約更新時に、今回更新しないことを合意していた」					
契約期間についての配 使用者は、契約を1回以上更新し、かつ、雇入れ日から1年を超えて継続雇用している場合の更新に際しては、労働者の希望に応じ、契約期間をできる限り長くするよう努めなければ		「当初から更新回数の上限があり、今回その上限」「担当業務の終了・中止」					
慮 合の更新に際しては、労働者の希望に応じ、契約期間をできる限り長くするよう努めなければ							
	契約期間についての配	使用者は、契約を1回以上更新し、かつ、雇入れ日から1年を超えて継続雇用している場					
tistii)	慮	合の更新に際しては、労働者の希望に応じ、契約期間をできる限り長くするよう努めなければ ┃					
γ ₆ ν ₆ ν ₆ ν ₆		ならない。					

■無期労働契約への転換の要件と労働条件

労働契約法第 18 条

- ■有期労働契約が繰り返し更新されて通算 5 年を超えると、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換しなければならない。ただし、高度専門職・定年後継続再雇用者については、定められた特別措置を講ずることで対象外とする特例措置がある。
- ■転換後の労働条件は、現行の有期労働契約の内容である労働条件(契約期間を除く)と同一とする(別段の定めがある部分を除く)。

無期転換申込	有期労働契約通算 5 年 ⇒ 転換申込後の更新時から無期労働契約へ				
	(通算 5 年を超えた以後、どの更新時期からでも申込みができる)				
契約期間の通算	途中で雇用されていない空白期間がある場合				
	①その空白期間が次表右欄の月数未満の場合は、前後の雇用期間は通算される				
	②その空白期間が次表右欄の月数以上の場合は、前後の雇用期間は通算せず、「雇用				
	期間 5 年」のカウントが新規に始まる				
		直前の雇用期間(通算した期間)	空白期間		
		2 か月以下	1 か月		
		2か月超~4カ月以下	2 か月		
		4か月超~6カ月以下	3 か月		
		6か月超~8カ月以下	4 か月		
		8 か月超~10 カ月以下	5 か月		
		10 か月超~	6 か月		
転換後の労働条件	原則:現行の有期労働条件と同一				
	別段の定め:就業規則等に、あらかじめ転換後の労働条件について定めがある場合は、原				
	則と異なる。				

■日経新聞拾い読み

「デジタル遺言」制度創設へ(2023.5.6)

ネットで作成/押印・署名不要 改ざん防止、 相続円滑に

政府は法的効力がある遺言書をインターネット上で作成・保管できる制度の創設を調整する。署名・押印に代わる本人確認手段や改ざん防止の仕組みをつくる。デジタル社会で使いやすい遺言制度の導入により円滑な相続につなげる。

法務省が年内に有識者らで構成する研究会を立ち上げ、2024年3月を目標に新制度の方向性を提言する。法相の諮問機関である法制審議会の議論を経て 民法などの法改正をめざす。(中略)

新制度では自筆遺言をパソコンやスマートフォン で作成しクラウドなどに保管する案がある。

現在の自筆遺言は本人がペンを使って本文や作成 日を書いて署名・押印しなければ法的効力を持たな い。法務局に預けて亡くなった後で受け取りを請求 する制度は用紙の大きさや余白やページ番号のふり 方まで細かい規定がある。

不動産や現預金など相続する財産を一覧化した財産目録も作成しなければならず、高齢者が自筆遺言を作るのは簡単でない。弁護士らの助けが必要にな

るケースが多い。

ネット上での作成が可能になればフォーマットに 沿って入力する形になるため遺言制度に詳しくない 人でも自分でつくりやすい。紙の遺言書と違って紛 失リスクがなく、ブロックチェーン(分散型台 帳)技術を使えば改ざんもされにくい。(中略)

海外では紙以外の遺言制度の整備が進んでいる。 法務省などの資料によると、米国は19年に電子遺言 書法を定めた。

2人以上の証人の前で電子署名すればデジタルでの 遺言書を認めた。導入は各州の判断に委ねられてお り、これまでにネバダ州やフロリダ州などが取り入 れた。

韓国も遺言を残す本人による趣旨説明や証人の立ち会いで録音の遺言が効力を持つ。一方でドイツやフランスなどまだデジタル形式や録音での遺言を認めていない国もある。遺言書は通常の契約と異なり本人が死去した後に使う。事後の意思確認ができないため、電子化への慎重論もある。

政府はこうした意見を踏まえ、安全性や実効性を担保できる制度設計を探る。

スマホに機能搭載開始(2023.5.7)

マイナカード 民の創意問う

マイナンバーカードの電子証明書の機能をスマートフォン(アンドロイドのみ)に搭載できる政府のサービスが11日から始まる。スマホの操作だけで、行政や金融機関などで本人確認を伴う手続きが可能になる。

政府はマイナカードの交付率を現在の7割から引き上げ、最終的に国民全員に行き渡らせることを目指す。さらなる普及にはカードを持つメリットがどこまで広がるかがカギを握る。民間の創意工夫も不可欠な要素になってくる。

電子証明書機能はマイナカードのIC チップに含まれていて、マイナンバーの番号自体は使わずにカードの所有者を認証する。今回始まるサービスを利用すれば、スマホが公的な証明書代わりになってくれる。税や年金の情報、健康保険の資格も確認できる。対応機種は政府が公表している。

民間サービスも本人確認は求められるため、カードの証明書機能は民間との連携を進める「道具」にもなる。例えば金融分野での活用は多くなりそうだ。例えばオンラインでの証券口座や銀行口座の開設、スマートフォンの利用申込時の本人確認などが

想定される。

マイナカードのセキュリティーを心配する人は少なくない。スマホに搭載される電子証明書の情報は、通常のデータ保存とは異なり、スマホの中でも特に安全な領域に保存される。

ハッキングやウイルスの感染で不正に証明書情報 が引き出されそうになった場合、自動的に消去する 機能も持たせている。税や年金など重要な情報はス マホ内部には保存しない。(中略)

カード機能のスマホ搭載が価値ある取り組みになるかどうかは、マイナカードの日常的な利用の拡大と切り離せない。税や住民票の情報を日常的に確認する人などほとんどいないはずだ。ようやく健康保険証としてカードを使えるようになったが、今後は民間企業がどのような活用方法を編み出すかも注目される点だ。(中略)

ID や個人の認証は社会の中核を担うサービスで、デジタル化がもたらす付加価値も大きい。潜在能力をどう発揮し、さらには国内の IT 分野やフィンテックなどの成長につなげるか。マイナカードが果たす産業政策面での役割も徐々に高まっている。

今回 2 つの記事を取り上げてみました。どちらもデジタル化に関する記事です。皆さんはどのようにとらえられたでしょうか。世の中、急速にデジタル化が進んでいるように感じます。日本は少し遅れているとも言われていますが、2 年前デジタル庁が発足するなど、デジタル化を急いでいます。

一方で、マイナ保険証に他人の情報が紐づけされた事故が、発生しました。このような事故が起こると信頼性が損なわれます。情報の漏洩もあってはならないです。

業務の効率化には、IT 化はもちろん有効だとは思いますが、しっかりとしたシステムの構築を期待します。

最近、Chat GPT が注目されています。私も早速使用してみました。便利かとは思いますが、完全ではなく、誤った回答や古い情報(無料版のため?)の場合があるようです。

Chat GPT については、 賛否両論あるようですね。 教育や ビジネスに影響が大きく、 利用基準等の整備が必要ではな いかと感じます。

□ PRIVATE (季節がいいので今回3連発です)

至仏山·尾瀬

GW 前半は、東京の山友と 5 人で至仏山・尾瀬に行ってきました。

至仏山は環境保護のため残雪期 GW 前後入山できますが、しばらくまた閉鎖されます。 夏山には登ったことがありますが、以前からこの時期登ってみたかったので参加しました。

尾瀬は、ご承知のとおりミズバショウが有名です。少し 時期が早かったですが、けっこう咲いていました。







ミズバショウ

踊子歩道·天城山

GW 後半は、6 人のメンバーと踊子歩道・天城山を歩い てきました。

1 日目は、石川さゆりさんの「天城越え」の歌詞にも出てくる「浄蓮の滝」「天城隧道」「寒天橋」など約 12km の道を歩いてきました。川端康成、伊豆の踊子の舞台となったところでもありますね。

2 日目は、八丁池口から天城山脈の縦走です。前泊の湯ヶ島温泉から登山口の八丁池までタクシー(マイカー規制)で行き、そこから天城山脈縦走です。天城山の最高峰は万三郎岳です。天城高原ゴルフ場のバス停まで 7 時間の道でした。 標高差 400m ほどですが、アップダウンの縦走路は少し疲れました。



浄蓮の滝



天城隧道



八丁池



万三郎岳(天城山)頂上

乳岩峡·茶臼山

芝桜の見ごろにあわせて、メンバー5人で茶臼山・乳岩峡に行ってきました。

乳岩峡は、愛知県の屋久島と呼ばれています。梯子がいくつもあって、かなりスリリングな道を登っていきます。 通天門とよばれる自然の洞窟は圧巻です。 渓谷美と奇岩が織りなす絶景に感動です。

2 日目、先ずは萩太郎山の芝桜です。駐車場から標高 差 150m ほどで、リフトもありますが、もちろん歩いて登り ます。天空の芝桜は見事です。駐車場 1000 台は 9 時 頃には満車になったようです。

萩太郎山と対峙している茶臼山は、愛知県の最高峰で す。南アルプス方面が遠望できます。





乳岩峡



芝桜の丘



茶臼山頂上

瀬良社会保険労務士·FP事務所

代表 瀬良 孝司

〒458-0826 名古屋市緑区平子が丘3029 TEL 052-623-8769 090-9910-2988 FAX 052-623-8769

E-mail mount-like94@ksh.biglobe.ne.jp

http://www7b.biglobe.ne.jp/~sr-sera/ (事務所 HP)

http://www7b.biglobe.ne.jp/~yamasuki-serappe/ (PRIVATE)